

議案第二号

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

杉並区難病患者福祉手当条例（昭和五十二年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「当該規則の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内」を「規則で定める期間内」に、「施行日に当該疾病に該当していた者にあつては施行日の属する月、施行日後に当該疾病に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた」を「規則で定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

規則で新たに難病患者福祉手当の対象となる疾病を定めた場合における支給の特例を定める必要がある。

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(支給の特例)</p> <p>第六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その月分の手当は支給しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第一条の二第一号本文の規定に基づき規則で新たに疾病を定めた場合において、規則で定める期間内に認定の申請をした者については、規則で定める</p>	<p>(支給の特例)</p> <p>第六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その月分の手当は支給しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第一条の二第一号本文の規定に基づき規則で新たに疾病を定めた場合において、当該規則の施行の日(以下「施行日」という。)から三月以内に認定の申請をした者については、施行日に当該疾病に該当していた者にあつては施行日の</p>

2

略

日の属する月

2

略

属する月、施行日後に当該疾病に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日の属する月